

## □北区荒川洪水ハザードマップについて

東京都北区建設部河川公園課長 清水 英 男

### 1. はじめに

荒川における治水対策は、荒川流域で200年に1回程度発生する規模の洪水を安全に流下させることを目的としてスーパー堤防化などが進められているが、現在のところは、40年に1回程度発生する規模の洪水に対して、安全に流下させることができる程度の改修状況である。

国土交通省荒川下流工事事務所では、平成11年の洪水を踏まえソフト面の危機管理対策といった観点から、荒川流域で200年に1回程度発生する規模の大雨(治水橋上流域で3日間に総雨量548mmの降雨)が降り、これにより、荒川下流域で堤防が破堤した場合に想定される浸水状況を地図上に示した、「荒川下流広域洪水ハザードマップ(原案)」(浸水予想図)を平成12年10月に公表した。

また、平成12年9月に発生した東海豪雨の経験などから、平成13年7月に水防法が一部改正され、水害に対して日頃から準備し洪水時に円滑かつ迅速な避難行動が行えるよう、ハザードマップ(避難地図)の作成をはじめとした取り組みを、区市町村に求めている。

北区は、これらの動向を受けて、荒川で大規模な洪水が発生した場合、区民が迅速に避難することにより、洪水による被害を最小限に抑えることを目的として、「北区荒川洪水ハザードマップ」(避難地図)を策定した。

マップには、荒川の洪水時に区民が自主的に安全かつ円滑な避難行動を行えるよう、シミュレーションに基づく浸水想定区域及びその浸水の深さなどを示し、避難所、避難する際に注意を要する箇所等や洪水予報の伝達方法について、地図・表を中心にまとめた。

### 2. 北区の地勢、概況

北区は、東京都23区の北部に位置し北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は荒川区と隅田川を隔てて足立区に接し、西は板橋区、南は文京区、豊島区に接し、その距離は東西約2.9km、南北約9.3kmという細長い形状で、面積は20.59kmaである。

地形は、大きくはJR京浜東北線を境に、西側の赤羽から十条、飛鳥山を経て田端から上野まで連なる海拔20~25mの武蔵野台地

(本郷台)と、東側は浮間(埼玉県であったが大正 15 年北区に編入)志茂, 王子, 田端新町に至る海拔 5m 以下の荒川低地に分かれている。

台地と低地の境界には崖地が続いており, 台地には石神井川等の河川浸食作用により谷が刻まれ, 石神井川周辺や赤羽台等では, こまやかな地形変化がみられ, 生活に密着した坂道も多い。

区内には荒川水系に属する荒川, 隅田川, 新河岸川, 石神井川の四河川が流れており, 台風, 集中豪雨時等には, 地形的な面もあわせ, その影響が大きいところである。

### 3. 北区荒川洪水ハザードマップ策定委員会の設置

平成 13 年 7 月に, 北区助役を委員長に, 荒川下流工事事務所長, 王子・滝野川・赤羽地区各自治会連合会会長, 商工会議所北支部長, 工場協会連合会会長, 商店街連合会会長, 北ケーブルネットワーク, 王子・滝野川・赤羽の各警察, 消防署長ほか行政職員(部長職)アドバイザー(大学教授)の計 26 人による「北区荒川洪水ハザードマップ策定委員会」を, また建設部長を部会長とし, 荒川下流工事事務所調査課長, 王子・滝野川・赤羽の警察, 消防署課長ほか行政職員(課長職)を中心とした専門部会を設置し検討を行った。

### 4. 北区荒川洪水ハザードマップの策定

- ・荒川が決壊した場合危機管理という観点から浸水想定区域内の住民全員が高

台の避難所に自力避難(徒歩)することを原則とした。(避難人口:約 18 万人)

- ・避難所を区立小・中学校, 区民センター, 地区体育館, 都立高等学校等計 43 か所(収容人員 23 万人)の公共施設で対応し, 荒川右岸の北区に隣接する足立区の避難住民の受入れを行う。
- ・避難地区の住民を収容出来るよう数箇所の避難所をグルーピングした。
- ・広い道路に面した避難所を「最初の避難所」とし, 区の職員の指示により必要に応じてグルーピングした避難所に誘導することとした。
- ・避難する場合には, 町会・自治会単位で避難することを基本とした。
- ・洪水等の情報を事前に提供することにより, 高齢者や子供等は, 優先して避難させる。
- ・避難する際に注意を要する箇所として, 地下道・内水氾濫発生箇所及び崖地等を図示した。
- ・高台へ避難する際にスロープの有る広幅員道路が少なく避難者の混乱を招くことが予想されることから, 通行には十分注意するよう記して, 横断歩道橋の階段のみの避難経路も図示した。
- ・災害要援護者の方の避難所は一般の人と同じではなく施設を決めた。
- ・避難準備の発表, 避難勧告・避難指示の発令基準について明確化を図った。

### 5. 災害要援護者の避難について

このハザードマップ策定にあたって, 災

害要援護者の避難をどうしたら良いか、一番討議に時間を要した問題であった。

「北区荒川洪水ハザードマップ」では、避難は2段階に分けて避難すべきとの委員会の提案を受け、一般の住民の避難方法とは別に、避難時の混乱をできるだけ少なくするため、自力で避難することが困難な高齢者や障害者(災害要援護者)の方に、先に避難していただくこととした。

災害要援護者の方は、区の災害対策本部より「避難準備」の発表後、各地区の指定場所に区の用意するバス等により、あらかじめ地区別に定めた災害要援護者の方の避難所に避難することとした。

## 6. おわりに

以上の経緯を踏まえ「北区荒川洪水ハザードマップ」を策定しましたが、マップの作成こそがスタートラインに立ったと考え、このマップを有効に活用するよう今後住民への避難の呼びかけ、避難誘導、災害要援護者の方の避難、避難所の開設・運営方法等について各関係防災機関と協議し、行動マニュアルの作成に向け作業を行う予定です。

町会、自治会を単位とした自主防災組織(震災時)がありますが、同じ組織を活用し、水害を想定した訓練も取り組んでいきます。

すでに保育園の場合、学校等の避難所へ避難しても園児だけを隔離することは、困難であり、園児の安全を保つには学校等の避難所よりは高台地区の保育園に避難する方が良いとの判断から低地にある保育園と高台にある保育園と協定を結んでいます。

また、高齢福祉施設の入所者の避難は、高台にある施設との連携を図り対応するよう策定委員会からの提案もあるので、関係部課と協議してまいりたい。

最後に当委員会のアドバイザー(宮村忠 関東学院大学教授)から「高台があるということは、避難所があるじゃないかという反面、住んでいるところと違う所に避難しなければいけないという、本当に難しいことなのだ、これからが大変なのだ」との助言をまとめのなかで頂いています。

「北区荒川洪水ハザードマップ」を広く住民に周知するため、平成14年5月に町会を通じて区内全世帯(約15万世帯)に配布するとともに、北区のホームページに掲載しました。(インターネットアドレス

<http://www.city.kita.tokyo.jp/kensetsu/kasen/hazard-map/hazard.htm>)

また区内にあるJR線、地下鉄の各駅の広報スタンドにも置きました。



